

公 告
(監査委員)

茨城県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、茨城県つくばみらい市伊奈東34-270 山田稔の請求に係る監査を行った結果、棄却することに決定したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月30日

茨城県監査委員 岡野 栄 治
同 齋 藤 良 彦

平成 26 年 12 月 14 日 執行 県議会議員選挙
の公費負担に係る住民監査請求監査結果

【目次】

第 1	住民監査請求の請求内容	1
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
第 2	監査委員の除斥	8
第 3	請求の受理	8
第 4	監査の実施	9
1	証拠の提出及び陳述	9
2	監査対象事項	9
3	監査対象機関	9
4	監査対象機関への監査	9
5	監査対象機関の見解	10
第 5	監査結果	12
1	選挙ポスター作成及び選挙運動用自動車の燃料の供給に係る 公費負担制度の概要	12
2	事務手続き（支出までの流れ）	15
3	監査によって確認した事実	16
第 6	判断	18
1	判断の理由	18
2	結論	19

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

つくばみらい市伊奈東 3 4 - 2 7 0 山田 稔

2 請求書の提出

平成 2 7 年 9 月 1 1 日

3 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」による請求の概要は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成 2 6 年 1 2 月 1 4 日執行の茨城県議会議員選挙に於いて、県は選挙公営の条例に基づき、ポスター作成費用・自動車燃料費その他として選挙公営対象の 9 3 名の候補者（と契約した業者）に総額 7 2 1 3 万 3 9 9 2 円を支出した。

しかしそれらのうち真実にかかった費用の請求・交付は条例上正当であるが、業者が詐欺的契約や文書偽造などによって真実に使用した費用を偽って請求し、これを県に交付させたのであれば、その部分は公序良俗に反する不法行為によって茨城県の金庫から不正に奪取したものと言わなければならない。

そこで以下の理由から、請求人が不当請求として算出した 7 頁の別表 1 に示す金額、合計 1 0, 1 3 8, 7 8 6 円を、知事がそれぞれの業者に返還を求めるよう、監査委員が勧告する事を求める。

(2) 請求の理由

当初、飾りたてられた美しい理念→選挙に当たって、選挙運動の平等を目指し候補者の金銭負担を減らすため「適切な経費を定め公的に支援する事によって資金力による不公平が生じる欠点を是正」しようとした選挙公営制度は、関係者の墮落によって近年多くの事例が示すように詐欺的不正を誘発し、汚辱に塗れた制度になり下がった感がある。今、別表 1 に示す業者の請求には、実勢価格との著しい乖離が見られる。

茨城県の 4 4 自治体の中で選挙公営のない市が 2 市、町村が 1 2 ある。

ア 常陸大宮市の場合、選挙公営の条例はなく、この時市議会議員選候補者・市長選候補者などは独自の負担で選挙ポスターを作成している。業者も業界標準で経費を積算し、幾許かの営業利益を上乗せして受注している。作成枚数の確

認できる14候補者のポスター代の平均単価は313円であり確認できない者を含めた24候補の作成費用は平均14万1484円である。その作成費用で選挙執行には何の障害も不都合も生じていない。この時同じ掲示場数を公設する県議会議員選挙のポスター代上限は単価1207円、枚数868枚を容認する97万6740円であり、実際の市議選ポスター代費用平均の10万円～20万円と大きく乖離する。仮に常陸大宮市選挙区の県議選候補（と契約した印刷社）が前述の実勢価格を無視して上限金額で契約し県に請求したとすればその契約は公序良俗に反して、「実際にかかった費用」の請求とは著しく異なると言わなければならないだろう。（本件選挙に常陸大宮市選挙区で立候補した候補者Aのポスター作成費用は408,240円で前記上限に対し41.8%であった。）

イ 行方市には、ここも公費負担の条例はなく、市議選、市長選立候補者は近隣業者と実勢価格でポスターを作成している。作成枚数が確認できる25候補の単価は平均で364円、確認できない者を含めた30候補の作成経費総額は平均9万561円である。この場合もこの選挙区から県議選に出る候補者が県議選公営費のポスター代上限である177カ所、単価2216円での上限78万4464円を請求すれば、「実際にかかった費用」ではないところの公序良俗に反した請求と言わなければならないだろう。（本件選挙に行方市から立候補した候補者Bのポスター作成費用は150,450円、前記上限に対し19.2%であった。尚、27年4月の市議選での掲示場数は176カ所であり、県議選の177カ所からは微減している。）

ウ として、境町の例が挙げられる。境町では平成25年6月16日執行の町議選に14候補が立候補し、無投票で全員が当選した。この選挙に立候補した候補者Cは町内の業者Aとポスター作成契約を結び200枚を94,500円で作成した。（≒単価は472円）業者Aは同じく候補者Dと（枚数不詳でポスター外の代金を含みながら）231,000円でポスターを契約作成し、又候補者Eとも（枚数不詳ながら）220,500円でポスターを契約作成した。候補者Dの単価は直ちには算出できないが総額で231,000円であり、候補者Eの単価も直ちには算出できないが、ポスター代総額で220,500円である。公費負担のない選挙での作成費が一般的実勢価格で作られると言う事実を示している。

選挙	候補者名	選挙日	単価	枚数	金額
境町議選	C	25. 6. 16	472. 5	200	94, 500
々	D	25. 6. 16	— (1151?)	ポスター外含む (仮に 200?)	231, 000
々	E	25. 6. 16	(1102?)	仮に (200?)	220, 500
県議選	C	26. 12. 14	2497	300	749, 100

ところが本件26年12月14日執行の県議選で、同じ候補者Cと業者Aが契約作成したポスターは単価2998円×300枚=896,400円であり、うち県に請求したポスター代は単価2497円×300枚、749,100円であった。この作成費は公費負担のない場合との実に8倍近い差があり、県議選のこの選挙区に認められる費用限度額の98.68%に達する。公営負担は実際かかった費用に交付されるのであるから、前記74万9100円は「実際にかかった費用」ではないところの公序良俗に反した請求、印刷社が候補者の無知に付け込んで経費を水増しした著しく不当な請求といわなければならない。

エ 前記平成25年6月境町議選において業者Bは、候補者Fの選挙ポスターを受注し200枚を48,300円で作成した。これを単純に枚数で割れば候補者F分の単価は241円である。又同じく候補者Gとも印刷契約を結び、ポスター（の記載はないものの、チラシ、パンフレットなど含んで）を112,350円で作成している。これを単純に同じ枚数で割れば、候補者G分を全額ポスター代と仮定しても562円程度と算出できる。これも公費負担のない選挙の場合の実勢価格と看做す事が妥当である。

選挙	候補者名	選挙日	単価	枚数	金額
境町議選	F	25. 6. 16	241. 5	200	48, 300
境町議選	G	25. 6. 16	チラシ (562)	パンフレット 含む(200)	112, 350
八千代町長選	H	27. 1. 18	583. 2	130	75, 816
八千代町長選	I	27. 1. 18	(596?)	(130?)	77, 470
茨城県議選	J	26. 12. 14	1322	744	983, 568

更に業者Bは平成27年1月18日執行の八千代町長選で候補者H、候補者Iとポスター作成契約を結び、それぞれ75,816円、77,470円で作成している。これを単純に枚数で割れば候補者Hの場合が単価583円、候補者Iの場合が596円程度になり、これも公費負担のない場合の実勢価格と言

えよう。

ところが本件26年12月執行の県議選で業者Bは、常総市選挙区から立候補した候補者Jと単価1322円でポスター作成契約を結び744枚分→98万3568円（限度額に対し100%）を県に請求している。数年に亘って単価300円～600円程度で作成可能なもの、しかも県議選と1カ月しか経過しない同時期にも単価600円程度で作成可能であるなら、県議選候補者J分の単価1322円＝98万3568円は「実際にかかった経費」であるとは言えず制度を悪用し、公序良俗に反し著しく不当な請求であると言わなければならない。

オ 県と市のポスター代容認上限額には最小2倍（常陸太田市）から最大で19倍（潮来市）もの開きがあり実勢価格と大きく乖離して、言ってみれば不正を誘発・奨励するような欠陥が生じている。この公営制度の欠陥に乗じて、本件返還対象の業者らは機械的な上限単価と枚数の適用によって実際の経費を大きく上回る限度額一杯100%（7社の9人）の請求や、或いは僅かに少ない枚数、僅かに少ない単価など、実際の経費の積算を偽って限度額に対し95%以上の（8社の8人）、過剰で不当な契約を結び請求が進行したのである。

選挙を執行する関係職員は、実勢価格とかけ離れた作成契約を結び公金を詐取している事例が枚挙に暇がない程各地で横行している、この数年の公営制度事情をもっと真剣に考慮しなければならないだろう。しかも支出する選挙管理委員会側、支払い担当者側が印刷原価の資料提出を求めるなど当然の義務を果たせば、不正防止は可能なのであり公費負担の適正化を促すことができるのである。

請求人が調べたところ、公費負担のない町村でのポスター作成費は概ね1枚当たり500円～1000円程度であり、一般的に印刷物は、部数が増えるほど単価は逡減する、という常識から、本件業者らが各選挙区掲示場数の概ね限度額一杯の枚数で請求していることを勘案し、妥当な価格を500円と措定し、これに各業者が受注した枚数をかけた金額が県に対する請求の妥当な金額と算定し、既に県から交付された金額と、この算出金額との差額を不当な利得として、別表1の通り返還請求額とした。

カ 業者Cの燃料費請求について

燃料費については各地各選挙で不正請求が相次ぎ、平成20年12月総務省の通達によって、給油伝票の添付が義務付けられて不正請求が劇的に減少した。総務省の公選法改正は、燃料の請求に当たって、これまで野放しであった証拠

書類の提出を義務付け、選挙運動用自動車の車番、給油の日付、給油量、金額を明記した伝票の添付を義務付けるものであった。

しかしどこにも悪知恵を働かせる者はいるものである。本件候補者Kと契約した業者Cの燃料費請求に添付された伝票は番号が連続していて9日間の各日に真実給油が行われたか疑問である。9日間に亘って各日に給油が行われていれば納品書の番号が連続する事はなく、給油量に端数表示が1回も生じていない事も不自然であり、更に納品書には運転者の署名がない。何より給油機から自動的に発行される給油レシートの検証が必要である。候補者Kの選挙運動自動車は選挙公示の12月5日に70リッターを消費したと納品書から窺えるが、70リッターと言えば仮にリッター当たり10キロしか走行しないとしても700キロを走行した計算になり、選挙区古河地域から大阪京都まで高速道路を使って往復が可能な程の走行距離になるのであって到底実際の選挙運動に使用したとは考えられない。ここでもポスター代と同じく燃料費の公営による補助も実際に選挙運動にかかった経費に対して交付されるのであるから仮に水増しされた部分があればその費用は公序良俗に反した請求であると言わなければならない。

無投票当選者などを除き、本件選挙で9日間の選挙運動を行った候補者は64人いる。今その64候補の燃量使用料を平均すると30,656円であり、業者Cで給油した候補者Kの61,600円はこれと大きく乖離して2倍以上である。候補者Kを除き使用料の多かった上位10人の平均を見ても42,405円に過ぎない。請求人は使用量の多かった上位10人の平均使用料と業者Cが交付を受けた61,600円との差額19,195円を当面、不当利得と算出し、返還を求める金額とした。

キ 「茨城県補助金等交付規則」には、(関係者の責務)として……

《引用開始》

第3条 知事は、県の公益を増進し、かつ、県行財政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等(以下「法令等」という。)の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業等を行なうように努めなければならない。

3 補助金等に係る予算の執行に当っては、知事及びその他の関係職員は、補

助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金等が法令等及び予算が定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるようにつねに努めなければならない。……《引用終わり》と謳われている。

真実の選挙費用の請求・交付は条例上正当であるが、他方真実に使用した費用を上回って不当に過大請求された分は、明らかに県に損害が発生している。単に定められた上限額以下である事をチェックするだけで、県民の税金を違法・不当に支払った選挙管理委員会及び本件支払い担当職員の職務怠慢は違法なもの、指弾されるべきものと言うしかなく、不法行為によって茨城県の金庫から奪取されたものは速やかに回復されなければならない。

以上の事実から請求人は別表1に示す各業者が、公序良俗に反する契約によって選挙費用を水増しして県から奪取した金10,138,786円が、県民の損害として失われたとして、知事が同額を別表1に示す各業者に返還請求し損害を回復するよう求める。

監査委員はその旨知事に勧告されたい。

別表1 知事が返還を求めるべき相手方と返還請求金額

	業者名	候補者名	ポスター代 交 付 額	対限度 額 %	算出実勢金 額 500 円× 枚 数	算出不当利得 額=返還請求 金 額
1	D	L	812,326	100	204,000	608,326
2	B	J	983,568	100	372,000	611,568
3	E	M	929,566	100	319,000	610,566
4	F	N	1,073,640	100	460,000	613,640
5		O	743,636	100	137,000	606,636
6		P	790,926	100	183,000	607,926
7		Q	873,180	99.26	270,000	603,180
8	G	R	946,848	100	336,000	610,848
9	H	S	753,068	100	146,000	607,068
10	I	T	990,706	100	379,000	611,706
11	J	U	824,947	99.94	217,000	607,947
12	K	V	790,000	99.99	183,000	607,000
13	L	W	856,800	99.47	252,000	604,800
14	A	C	749,100	98.68	150,000	599,100
15	M	X	747,000	98.41	150,000	597,000
16	N	Y	891,760	96.47	314,000	577,760
17	O	Z	1,073,520	95.67	639,000	434,520
			14,830,591		4,711,000	10,119,591
燃料費						
	業者名	候補者名	燃料費 交 付 額	対限度 額 %	算定使用額 上位十者 平 均	返還請求 金 額
1	C	K	61,600	93.12	42,405	19,195
合計返還請求額			10,138,786 円			10,138,786

(添付資料)

- ・資料① 常陸大宮市の直接選挙におけるポスター作成金額の実態を明らかにする
- ・資料② 行方市の直接選挙におけるポスター作成金額の調査・実勢価格を明らかにする
- ・資料③ 候補者Cと業者Aとの境町議選におけるポスター契約の作成費用が廉価であることを明らかにする
- ・資料④ 業者Aの県議選契約が異常に高額であることを比較する
- ・資料⑤ 業者Bと候補者Fの境町議選でのポスター作成費用
- ・資料⑥ 業者Bの八千代町議選での受注金額を明らかにする
- ・資料⑦ 業者Bと候補者Jのポスター契約を示す
- ・資料⑧ 市条例と県条例の公営限度額計算に大きな乖離があることを明らかにする
- ・資料⑨ 公選法第193条
- ・資料⑩ 倉沢印刷ホームページから、「印刷物の部数が増えれば単価が安くなる」業界一般の常識を示す
- ・資料⑪ 平成20年12月6日毎日新聞ウェブ記事，選挙カー燃料代の領収書提出が義務に
- ・資料⑫ 選挙運動用自動車燃料納品伝票
- ・資料⑬ 本件県議選64候補の燃料消費状況一覧
- ・資料⑭ 茨城県補助金等交付規則
- ・資料⑮ 「茨城県補助金等交付規則」第3条

第2 監査委員の除斥

本件請求は，平成26年12月14日執行の茨城県議会議員選挙費用に係る選挙公営費のうち，選挙ポスター作成及び選挙運動用自動車の燃料の供給に係る公営費の返還請求であり，県議会議員から選任された監査委員については，当該選挙公営制度が適用されることから，法第199条の2に定める直接の利害関係者に当たるため，本件請求の監査に当たり除斥とした。

第3 請求の受理

平成27年10月1日，監査委員会議を開催し，本件請求が地方自治法（以下「法」

という。)第242条に規定する法定要件を備えているか、審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から陳述の機会を行わない旨の申し出があったため、陳述を実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

平成26年12月14日に執行した茨城県議会議員選挙に係る選挙公営費のうち、請求人が職員措置請求において摘示した支出を監査対象事項とした。

3 監査対象機関

総務部地域支援局市町村課(以下「市町村課」という。)及び茨城県選挙管理委員会(以下「県選挙管理委員会」という。)を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

市町村課及び県選挙管理委員会を対象に、以下の監査事項について説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

○監査事項

平成26年12月14日執行の県議会議員選挙における選挙ポスター作成及び選挙運動用自動車の燃料の供給に係る公費負担について、茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(以下「条例」という。)及び茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(以下「規程」という。)に則り、下記の手続きが適正に行われているか。

併せて、提出された必要書類について、特段の疑念を抱かせるような事実があるか。

- ・有償契約の締結(候補者 ↔ 契約業者(以下「業者」という。))
- ・契約の届出(候補者 → 県選挙管理委員会)
- ・確認申請書の提出(候補者 → 県選挙管理委員会)
- ・確認書の交付(県選挙管理委員会 → 候補者)

- ・確認書の提出（候補者 → 業者）
- ・証明書の交付（候補者 → 業者）
- ・支払請求（業者 → 県）
- ・支払（県 → 業者）

5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して、監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

(1) 3 請求の概要 (2) 請求の理由 ア (1頁) ないしウ (2頁) について

ア ポスター作成費用は、紙質、デザイン、印刷に用いる色の種類、特殊加工の有無、カメラマンやスタイリストの有無、作成枚数、校正回数、納期等によって異なり得るものである。

特に、議会議員選挙の選挙運動に用いるポスターは、候補者が有権者に対して自己の氏名、人物像、信条等を訴えるための重要な媒体であるから、各候補者は、風雨に耐え得る紙やインクを使用したり、太陽光が反射しても文字や写真が見えるような加工を施したり、表情がより良く見えるよう専門のカメラマンを用いたり、様々な工夫を凝らすものである。

ちなみに、請求人が比較に引用している市町村の議会議員選挙は、選挙運動期間（市にあっては7日間、町村にあっては5日間）が県議会議員選挙の選挙運動期間（9日間）より短く、特にポスター作成費用に係る公費負担制度のない市町村の議会議員選挙にあっては、ポスター作成費用が全額候補者の負担となることもあって、各候補者が工夫を凝らしたとしても、より簡素で安価な仕様のポスターを作成しようとする人が多いものと考えられる。

イ 請求人は、ポスター作成費用に係る公費負担制度のない常陸大宮市、行方市及び境町の議会議員選挙におけるポスター作成費用の実勢価格（常陸大宮市等の議会議員選挙において実際にかかった額の平均単価にすぎない。）や、境町議会議員選挙におけるポスター作成費用と、茨城県が公費負担を行った県議会議員選挙における候補者Cのポスター作成費用との比較により、同候補のポスター作成費用に係る業者Aの茨城県に対する請求が、「「実際にかかった費用」ではないところの公序良俗に反した請求」であり、「経費を水増しした著しく不当な請求」であると主張しているが、根拠のない一方的な決め付けでしかなく、また、選挙運動に用いるポスターの作成費用については、アで述べた要素や事情によって決まるものであるから、請求人の主張は、独自の比較に基づくもので、理由がない。

(2) 3 請求の概要 (2) 請求の理由 エ (3頁) について

請求人は、業者Bが過去に境町議会議員選挙及び八千代町長選挙において作成したポスター単価を「実勢価格」であるとして、これとの比較により、県議会議員選挙における候補者Jのポスター作成費用に係る業者Bの茨城県に対する請求について、「「実際にかかった経費」であるとは言えず制度を悪用し、公序良俗に反し著しく不当な請求」であると主張するが、(1)同様、単なる決め付けでしかなく、また、選挙運動に用いるポスターの作成費用については、(1)アで述べたとおりであり、請求人の主張は認められない。

(3) 3 請求の概要 (2) 請求の理由 オ (4頁) について

ア 請求人は、ポスター作成費用に係る公費負担の単価や限度額について、茨城県と常陸太田市との間で2倍、茨城県と潮来市との間で19倍の開きがあり、実勢価格と大きく乖離して不正を誘発・奨励するような欠陥が生じているとした上で、当該欠陥に乗じて7社9人(業者7社につき9人の候補者)が上限額一杯で、8社8人が上限額の95%以上の額により、過剰で不当な契約を結び、(県に対する)請求が行われたと主張している。

しかし、選挙運動の公費負担については、各地方公共団体が、実情等を勘案して条例で定めるものであり、各地方公共団体の間で限度額が異なることは、制度上予定されているものであるから、県と市との間で限度額が異なることは、欠陥ではない。請求人が過剰で不当であると主張するポスター作成費用も、条例で定める単価及び限度額の範囲内であり、ポスター作成費用は、(1)ア及びイで述べた要素や事情により異なり得るものであるから、何ら不当な契約ではなく、請求人の主張には根拠がない。

イ また、請求人は、県選挙管理委員会等が印刷原価の資料提出を求める等の義務を果たせば不正防止は可能であると主張しているが、規程に基づき、契約書の写し、ポスター作成証明書、請求書等の書面により、県に対する請求額が条例で定める単価及び限度額の範囲内であることを確認した上で公費負担に係る金額を支出しており、所定の手続を経て支出しているのであって、正当な支出である。

ウ さらに、請求人は、独自の計算に基づき、500円に作成枚数を乗じた金額を上回る金額は不当利得であると主張しているが、請求人の一方的な考え方でしかなく、条例及び規程に基づくポスターの公費負担制度に不合理な点はなく、ポスター作成に係る費用は(1)アで述べた要素や事情により異なり得るものであるから、請求人の主張は認められない。

(4) 3 請求の概要 (2) 請求の理由 カ (4頁) について

候補者Kの選挙運動に係る自動車燃料代については、業者Cから、公費負担として県から支払いを受けた全額を返還するとの申し出があり、平成27年10月22日に全額が返還された。

第5 監査結果

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 選挙ポスター作成及び選挙運動用自動車の燃料の供給に係る公費負担制度の概要

(1) 公費負担の目的・趣旨

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担する公費負担制度を採用している。

県議会議員選挙における選挙運動の公費負担については、公職選挙法第141条第8項及び第143条第15項で定めることとされており、本県においては、条例に基づき、公費負担制度が設けられている。

(2) 法的根拠

ア 公職選挙法

(ア) 第141条第8項 (要旨)

都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、前項の規定（衆議院議員小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより、（選挙運動用）自動車の使用について、無料とすることができる。

(イ) 第143条第15項 (要旨)

都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、前項の規定（衆議院議員小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより（選挙運動用）ポスターの作成について、無料とすることができる。

イ 条例

(ア) 第2条（選挙運動用自動車の使用の公費負担） (要旨)

県議会議員の選挙における候補者は、第6条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項の規定により県に帰属することとならない場合に限る。

(イ) 第4条(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)(要旨)

県は、第3条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、県選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県選挙管理委員会が確認したものに限る。)

(ウ) 第11条(ポスターの作成の公費負担)

候補者は、第14条に定める額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(エ) 第13条(ポスターの作成の公費の支払)(要旨)

県は、第12条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、県選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合

510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同

じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

26 円 73 銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に 557, 115 円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(オ) 第 1 4 条 (ポスターの作成の公費負担の限度額)

第 1 1 条の規定によりポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、第 1 3 条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額にポスターの作成枚数 (当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数を超える場合には、当該 2 を乗じて得た数) を乗じて得た金額とする。

(3) 公費負担限度額

本件選挙に係る、ポスター作成及び選挙運動用の自動車の燃料供給に係る公費負担限度額は、次のとおりである。

ア ポスター作成費

選挙区	公費負担限度		
	作成単価 (a)	作成枚数 (b)	限度額 (a×b)
水戸市	878 円	639 箇所×2=1,278 枚	1,122,084 円
日立市	1,155 円	469 箇所×2=938 枚	1,083,390 円
土浦市	1,389 円	344 箇所×2=688 枚	955,632 円
古河市	1,281 円	392 箇所×2=784 枚	1,004,304 円
石岡市	1,472 円	314 箇所×2=628 枚	924,416 円
結城市	2,497 円	152 箇所×2=304 枚	759,088 円
龍ヶ崎市	2,179 円	181 箇所×2=362 枚	788,798 円
下妻市	1,991 円	204 箇所×2=408 枚	812,328 円
常総市	1,322 円	372 箇所×2=744 枚	983,568 円
常陸太田市	1,207 円	434 箇所×2=868 枚	1,047,676 円
高萩市	2,565 円	147 箇所×2=294 枚	754,110 円
北茨城市	2,152 円	184 箇所×2=368 枚	791,936 円
笠間市	1,457 円	319 箇所×2=638 枚	929,566 円
取手市	1,216 円	428 箇所×2=856 枚	1,040,896 円
牛久市	2,287 円	170 箇所×2=340 枚	777,580 円
つくば市	1,167 円	460 箇所×2=920 枚	1,073,640 円
ひたちなか市	1,409 円	336 箇所×2=672 枚	946,848 円
鹿嶋市	2,579 円	146 箇所×2=292 枚	753,068 円
潮来市	5,460 円	61 箇所×2=122 枚	666,120 円
守谷市	2,714 円	137 箇所×2=274 枚	743,636 円
常陸大宮市	1,338 円	365 箇所×2=730 枚	976,740 円

那珂市	2,125 円	187 箇所×2=374 枚	794,750 円
筑西市	1,307 円	379 箇所×2=758 枚	990,706 円
坂東市	1,709 円	252 箇所×2=504 枚	861,336 円
稲敷市	1,629 円	270 箇所×2=540 枚	879,660 円
かすみがうら市	1,902 円	217 箇所×2=434 枚	825,468 円
桜川市	1,709 円	252 箇所×2=504 枚	861,336 円
神栖市	1,753 円	243 箇所×2=486 枚	851,958 円
行方市	2,216 円	177 箇所×2=354 枚	784,464 円
鉾田市	1,396 円	341 箇所×2=682 枚	952,072 円
つくばみらい市	2,945 円	124 箇所×2=248 枚	730,360 円
小美玉市	1,642 円	267 箇所×2=534 枚	876,828 円
東茨城郡南部	2,256 円	173 箇所×2=346 枚	780,576 円
那珂郡	3,530 円	100 箇所×2=200 枚	706,000 円
稲敷郡北部	2,161 円	183 箇所×2=366 枚	790,926 円
猿島郡	2,497 円	152 箇所×2=304 枚	759,088 円

※作成単価及び作成枚数につき、それぞれ限度がある。

イ 自動車燃料代

66,150 円 (7,350 円×9 日 (告示日 (26.12.5) から投票日の前日 (26.12.13) まで))

2 事務手続き (支出までの流れ)

(1) ポスター作成費

ア 契約の届出 (条例第 12 条, 規程第 1 条)

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、県選挙管理委員会に契約書の写しを添えてポスター作成契約届出書を提出する。

イ 確認申請及び確認書の交付 (条例第 13 条, 規程第 2 条, 同第 3 条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、ポスター作成枚数確認申請書を県選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付されたポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

ウ 作成証明書の提出 (規程第 4 条)

契約の届出をした候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。

エ 請求書の提出 (条例第 13 条, 規程第 5 条)

ポスター作成業者は、請求書にポスター作成証明書及びポスター作成枚数確

認書を添えて知事に提出する。

オ 支払（条例第13条）

県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、供託物が県に帰属することとなる者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が契約単価と公費負担限度単価、契約枚数と公費負担限度枚数のいずれも低い方を適用して計算されているかなどを確認して、ポスター作成業者に支払う。

(2) 自動車燃料代

ア 契約の届出（条例第3条，規程第1条）

公費負担を受けようとする候補者は、燃料供給業者との間に有償契約を締結し、県選挙管理委員会に契約書の写しを添えて選挙運動用自動車の使用の契約届出書を提出する。

イ 確認申請及び確認書の交付（条例第4条，規程第2条，同第3条）

契約の届出をした候補者は、自動車燃料代について、自動車燃料代確認申請書を県選挙管理委員会に提出し、確認を受け、交付された自動車燃料代確認書を燃料供給業者に提出する。

ウ 使用証明書の提出（規程第4条）

契約の届出をした候補者は、選挙運動用自動車使用証明書を燃料供給業者に提出する。

エ 請求書の提出（条例第4条，規程第5条）

燃料供給業者は、請求書に選挙運動用自動車使用証明書，自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを添えて知事に提出する。

オ 支払（条例第4条）

県は、燃料供給業者からの請求に基づき、供託物が県に帰属することとなる者を除き、必要書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が選挙用自動車に供給した燃料の代金と公費負担限度額のいずれか低い方を適用しているかなどを確認して、燃料供給業者に支払う。

3 監査によって確認した事実

(1) ポスター作成費

請求人が本件請求において摘示している17名の候補者に係るポスター作成の公費負担手続きについて関係書類を実地調査したところ、事務手続きは条例及び規程に則り適正であり、関係書類にも特段の疑念を抱かせるような記載内容はなかった。

候補者名	契約の届出	作成枚数確認申請	作成枚数確認書の交付	支払請求	支払	支払額(円)	限度額(円)	支払額/限度額(%)
L	26.12.22	26.12.22	26.12.22	27.1.16	27.1.23	812,328	812,328	100.0
J	26.12.5	26.12.5	26.12.15	27.2.23	27.3.5	983,568	983,568	100.0
M	26.12.24	26.12.24	26.12.27	27.1.27	27.2.5	929,566	929,566	100.0
N	26.12.15	26.12.26	26.12.26	27.1.26	27.2.4	1,073,640	1,073,640	100.0
O	26.12.15	26.12.24	26.12.24	27.1.26	27.2.4	743,636	743,636	100.0
P	26.12.15	26.12.15	26.12.17	27.1.26	27.2.4	790,926	790,926	100.0
Q	26.12.15	27.1.28	27.1.28	27.2.3	27.2.12	873,180	879,660	99.3
R	27.2.20	27.2.20	27.2.20	27.2.24	27.3.5	946,848	946,848	100.0
S	26.12.5	26.12.5	26.12.5	27.1.13	27.1.21	753,068	753,068	100.0
T	26.12.12	26.12.12	26.12.12	27.1.7	27.1.16	990,706	990,706	100.0
U	26.12.15	26.12.15	26.12.15	27.1.26	27.2.4	824,947	825,468	99.9
V	26.12.17	26.12.17	26.12.17	26.12.25	27.1.7	790,000	790,926	99.9
W	26.12.5	26.12.5	26.12.5	27.1.13	27.1.21	856,800	861,336	99.5
C	26.12.17	26.12.17	26.12.17	27.1.8	27.1.20	749,100	759,088	98.7
X	26.12.5	26.12.24	26.12.24	27.1.15	27.1.26	747,000	759,088	98.4
Y	26.12.5	26.12.5	26.12.5	27.1.7	27.1.16	891,760	924,416	96.5
Z	26.12.27	26.12.27	26.12.28	27.1.21	27.1.30	1,073,520	1,122,084	95.7

(2) 自動車燃料代

請求人が本件請求において摘示している下記の候補者に係る選挙運動用自動車の燃料代の公費負担について、当該候補者に燃料を供給した業者Cから県に対して、支払を受けた金額の全額を返還する旨の申出があり、平成27年10月22日に県に返還された。

従って、県に損害は生じていないことが認められた。

候補者名	契約の届出	燃料代確認申請	燃料代確認書の交付	支払請求	支払日 支払額	返還の 申出	納入日 納入額
K	26.12.22	26.12.22	26.12.22	27.1.19	27.1.28 61,600円	27.10.21	27.10.22 61,600円

第6 判断

監査対象機関からの説明聴取及び関係書類等の調査の結果確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断の理由

(1) ポスター作成費について

ア 本件請求に係る選挙ポスター作成の公費負担については、条例及び規程等の規定に基づき、県選挙管理委員会において、契約届出書の確認、確認申請書の確認、確認書の交付等の必要な手続きを経たうえで、市町村課が、業者からの請求書等の必要書類を審査して支出したものである。

本件請求に係る監査対象機関に対する調査において、請求人が違法、不当な支出と主張する候補者17名に係る公費負担について、関係書類等を確認して検証したところ、いずれの支出についても公費負担の限度額の範囲内であり、また、条例及び規程上必要な書類は全て整っており、特段の疑念を抱かせるような記載内容もなく、公費負担は、法令に照らし適正に執行されていることが認められた。

イ 請求人は、17名の候補者に係るポスター作成費について、妥当な金額を1枚当たり500円と措定し、これに各業者が受注した枚数をかけた金額と、既に県から交付された金額との差額をポスター作成業者の不当利得と主張している。

しかし、この500円という金額は、選挙公営制度のない市町村のポスター単価等を基に、これが実勢価格であるとして請求人が類推した金額にすぎず、500円を超える部分が業者の不当利得であることを裏付ける具体的な根拠は何も示していない。また、ポスターの材質、デザイン、撮影等の仕様は各候補者に任されており、ポスター作成金額は各候補者が作成するポスターの仕様によって異なるため、業者が請求人の主張する500円を超えて請求したことをもって、不当な利得を得たと認めることはできない。

ウ また、請求人は、「単に定められた限度額以下であることをチェックするだけで、県民の税金を違法・不当に支払った選挙管理委員会及び本件支払い担当職員の職務怠慢は違法なもの、指弾されるべきもの」と主張している。

しかし、ポスター作成費については、県選挙管理委員会が、条例及び規程等関係法令に基づき、契約書の写し、ポスター作成証明書、請求書等の必要書類

を審査し、県に対する請求額が公費負担限度額の範囲内であることを確認したうえで市町村課が支出しており、所定の手続きを経たうえで正当に支出したものであることから、職務怠慢により違法、不当に支払ったとする請求人の主張には理由がない。

エ このことは、平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決（平成14年7月19日最高裁判所棄却により確定）において、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令（※）は、愛知県が候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に格段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と判示されていることから明らかである。

（※）前記各法令：公職選挙法

愛知県議会議員の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用及びポスター作成の公営に関する条例

（2）自動車燃料代について

本件請求において請求人が摘示した燃料供給業者への燃料代の公費負担については、その全額が県に返還されたので、請求人の主張はその根拠を失っている。

2 結論

以上により、請求人の主張には理由がないものと判断されるので、これを棄却する。